

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 131

2002年3・4月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

有事立法：人権擁護規定、具体的に

「有事」3法案が閣議決定されて改めて思うのは、法案の内容自体より、立法に至った背景が何か、そして立法を急いでいるのは誰か、こそが問題だということである（『行革国民会議ニュース』2002年2月号の拙稿、「市民の『有事』の『有事立法』」参照）。前者、即ち大規模テロ（2001・9・11）以降の、極端なまでの対米共同歩調は、この法案が「周辺有事」における対米軍事支援マニュアルを規定した「周辺事態法」（1999・5・28成立）と多くの点で重なっていることにより、鮮明に浮き出ている。後者は、外務、防衛、警察などの官僚と、与党内の彼らに同調している政治家たちの問題である。「有事」にこの法律でわれわれ市民の権利にさまざまな制約を加えるのが、彼らであることを思うと、この立法はまさしく市民にとって由々しき事態—「有事」と思わざるを得ない。

「有事などあり得ようか、あってはならないはずである、そうした事態、つまり戦争に備えることなどしてよいのか」というのが「有事立法」に対するもっとも基本的な問題提起である。つまり、「戦争放棄」を謳った憲法をバイパスして、自衛隊の軍事行動を認知し、より円滑に行動できる備えの立法をすることの当否である。

東海大学教授 安藤 博

しかし、こうした基本問題を踏み越えるかたちで法案が目の前に出てきてしまったいま、やはりその中身に十分な検討を加えざるを得まい。

立法が必要・正当だとする限り、条文に致命的な欠陥があるとは思えない。多くの論者が批判するのは、有事の定義が広すぎるという点である。つまり、安易に軍事行動に立ち上がりようとしているのではないか、という懸念である。確かに、自衛隊が「防衛出動」に至ろうとする事態、「武力攻撃事態」についての定義をみると、「我が国に対する外部からの武力攻撃」という「武力攻撃」そのものの定義のあとに、括弧書きで「（武力攻撃のおそれのある場合を含む）」をさりげなく付加している。そして、この事態が「事態」であるのは、「発生」したときに止まらず、事態の「緊迫」、さらには「予測されるに至った事態」としている（「武力攻撃事態法」案、第2条「定義」）。「おそれ」に「予測」を掛け合わせて背伸びしている感は否めない。しかし、そもそも「有事」に備えるというのは、そういうことであるともいえよう。ことが本当に「発生」してしまったのを確かめてから腰を上げたのでは、手遅れだということである。

問題は、こうした「備えあれば憂いなし」の

目次

1	有事立法：人権擁護規定、具体的に	東海大学教授 安藤 博	1
2	第1回日韓市民社会フォーラム開催	市民立法機構事務局 広瀬 稔也	2
3	税制改革：「市民がのびのびと活躍できる社会」を目指して	事務局長 並河 信乃	3
4	事務局より		8

常識をそのままに受けとるわけにはいかないことである。法は強制と処罰に裏づけされるが、日本の司法官僚たちに「有事」対応の常識を委ねることは、いかにも危険なことである。検察の幹部官僚が、暴力団の親分を脅す。警官が自己の保身のため、覚醒剤取締り法違反の暴力団員を釈放して事件のもみ消しをはかる—日本の官憲の恐ろしさ、えげつなさは、明治憲法・軍事政権下の昔話ではないことが、この立法のさなかにも次々に明るみに出ている。

しかし、危険なのは官憲だけともいえまい。「市民」もまた、「有事」となると他の市民にとって危険な行動に走りかねないのである。特に「ガイジン」に対しては、筆者自身を含め有事に際して排他的感情を剥き出しにしないと限らない。関東大震災時の朝鮮人迫害は、決して一部の官憲だけによる仕業ではなかったはずである。国際化、グローバル化で外国人の流入が進んでいることにより、「市民」の間の軋轢は以前にも増して強まっていく恐れもある。フランス大統領選に見られる極右躍進を、オーストリア極右、自由党のハイダーは「過剰な移民」に対する大衆の反感と結びつけて解説している。

有事立法の土俵に乗って法案の手直しを求めるとすれば、「有事における人権擁護」を、より具体的に、明確に盛り込むことであろう。法案はたとえば、有事の自衛隊行動に邪魔な木を

切り倒すことについて「展開予定地域内における武器の使用」の項（自衛隊法改正案92条の3）で「当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下「立木等」という）が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事（中略）は（中略）、当該立木等を処分することができる」と、いかにも懇切に記述している。これに比べ「人権」に対する規定は「日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならない。」（「武力攻撃事態法」案3条、「基本理念」の第4項）と、通り一遍でしかない。

「憲法の枠内」「憲法にそって」は、「周辺事態法」など、このところの安保・防衛関連立法で決まり文句になっている。しかし、人権・私権の制限を眼目にしていてもいえる「有事法制」においては、不当な人権抑圧を防止するという至極当たり前の規定を、あえてくどいほどに、具体的に盛り込むべきであろう。特に、いかなる場合でも不当に身柄を拘束されない、政府批判を含めて言論・報道の自由を侵されることがない、の二点である。

以上

第1回 日韓市民社会フォーラム開催

市民立法機構事務局 広瀬 稔也

2002年4月11日より14日の4日間、韓国国際協力団（KOICA）研修センター（ソウル良才洞）にて、第1回日韓市民社会フォーラムが開催（主催：市民立法機構（日本）/アジア市民社会運動研究院（韓国））された。

このフォーラムは、95年に韓国市民団体協議会が主催したアジア太平洋市民社会フォーラム（APCSF）に参加した日韓の市民団体が中心になって両国間の市民交流を活性化して共同課題を論議するために企画された。

第1回目となる今回のフォーラムでは、「テロ事態以後の北東アジアの平和と日韓市民社会の役割」をメインテーマに、日韓の市民運動に携わる市民約100名が参加して、開幕会議を開き、「北東アジアの平和問題と市民連帯」「グローバル化と社会安全網」「日韓市民社会の役割と強化」という3つの全体セッションを行った。翌日は、全体セッションでの議論を受けて、「政府改革」「生活の質向上と環境」「平和と人権」「市民社会強化」という4

つの分科会に別れて議論を深め、最終日の全体会での総合討論を経て、共同決議文を採択した。

全体会議で、参加者は“9・11 テロ以後、東北アジアの平和がもっとも脅威を受けていること”“韓国と日本の市民団体の活動家だけではなく、中国と北朝鮮などとの国境を超えた交流と協力で平和と人権を維持し市民社会を活性化することが必要だ”という点に同意した。

東海大学平和戦略国際研究所の安藤博教授は、「最近日本では平和憲法が有名無実化されていることと、公海上での不審船事件などを受けて有事立法が進んでおり、国家が平和と安全保障を理由に個別的人間の安全保障を害することがありうる」と指摘した。

参与連帯のパク・サンジュン共同代表は、「日本のミリタリズム化あるいは軍事大国化は朝鮮半島の軍事的緊張緩和に役に立たない」「日本が平和憲法を守ってヒューマンイズムに基づいた非軍事的貢献を通じて、人間の安全保障を実現しなければならない」と語った。

参加型システム研究所の横田克巳所長は、「アジア地域の安全保障を国家間条約にだけ頼

るのではなく、ボーダーレスな市民と市民、地域と地域、生協と生協といった“人間による安全保障”を作り上げる“市民外交”による多様かつしっかりとした関係を構築しなければならない」と主張した。

全体討論に引き続き、13日には日韓両国の市民団体が直面する具体的課題について議論する分科会を行った。政治改革、生活の質向上と環境、平和と人権、市民社会強化をテーマに進行された討論で、参加者は地方自治の強化と不正腐敗防止、環境問題を引き起こす大量生産・消費・廃棄から循環型社会への転換、北東アジアの平和と人権のための交流、市民団体活性化のための財政強化などの意見が出された。

最終日の全体討論を経た共同決議文において、“市民政府”実現のための政府改革、生活の質向上と持続可能な社会を作るための協力、北東アジア平和のため国境を越えた持続的な交流、市民社会強化のための市民団体倫理綱領の制定と公表などを決意し、両国間の市民社会フォーラムを継続・拡大して、できるだけ早く第2回を開催することに合意して閉会した。

以上

「市民税調」開催にあたって

【市民税調について】

事務局では昨年末以来、「市民税調」を発足させるための準備を重ねてきました。「市民税調」といっても、いわゆる「有識者」による小人数の委員会をつくることではなく、税という誰にとっても身近で切実な問題を誰もが参加して議論できる場を設けようという考えです。誰もが参加するということは、さまざまな意見が出されることとなりますから、時には意見が分かれることもあると思います。しかし、その場合は無理に意見を纏めず、いくつかの選択肢があることをはっきりさせればよいと考えています。われわれのつくろうとする「市民税調」は決定権を持つわけではなく、「市民の立場」ではこのような意見があるということを出し出すこ

事務局長 並河信乃

とが目的ですから、2つの意見があれば正直にそれを示し、更に多くの人々の判断を仰げばいいと考えます。

政府の税調や政党の税調は税の専門家が集まり、税のことだけを議論していますが、市民による税調は、税だけでなく社会保険の問題や、予算の使い道などについても議論を行うことが出来ます。なんでも議論できるということが「市民税調」の特権です。

【今後の段取り】

5月末に第1回の会合を開くことにしましたが、6月と8月には定例の総会を開催しますので、出来ればその際に第2回、第3回の会合を開き、9月に入ったところでとりあえずの意見

の集約を試み、10月にはとりあえずの見解を纏めて見たいと考えています。もちろん、意見が分かれた場合は無理に集約しないというのは既に述べたとおりです。

意見をともかく纏めるのは、その実現を目指すためです。各方面への呼びかけなどは会合を重ねると同時に、工夫していきたいと思っています。

【討議資料について】

下に掲げるのは、第1回の「市民税調」でご議論いただくための素材の試作版です。今年初めから、何人かの方々のご参加・ご協力をいただいて、税制の問題を市民レベルで議論するための問題視角、取り上げる内容などについて議論を行ってきました。

ここに掲げましたのは、4月25日の検討会の結果を事務局でまとめたものです。5月の会合までにこれを更に手直しをし、当日、席上でお配りする予定ですが、あらかじめ皆様にお考

えいただくために、あえて未完成のままニュースに掲載することに致しました。なにもなければ議論が出来ないために、このようなものを叩き台として用意しているということですから、これにとらわれずご意見をお聞かせいただければ幸いです。

第1回の会合が終わりましたら、その時の状況を勘案しながら、更に専門家のご参加もお願いして第2版の叩き台を作り、また、皆様のご意見を伺うというやり方で議論を続けていく予定です。

なお、討議資料の内容についての解説は省略いたしますが、政府の経済財政諮問会議や税調の議論を十分視野に収めながら、あまり、そこでの議論に引きずられず、「市民税調」としての立場から議論を展開した積りです。したがって、実現可能性よりも「筋を通す」ことを大事に致しました。これについても、議論のあるところだと思えます。巨細の別なき、ご検討をお願いいたします。

《討議資料》

「市民がのびのびと活躍できる社会」実現のための税制改革案（素案） （議論のためのたたき台）

2002.4.25

行革国民会議事務局

1 なんのための税制改革か

今回の税制の抜本的改革の目的は「市民がのびのびと活躍できる社会」を実現することである。政治・経済・社会のそれぞれの部門において市民が主体的な役割を演じることが、日本の活性化に結びつく。税制改革はこの活性化を促進するための積極的な役割を担うべきである。

当面の課題として、財政危機や景気回復あるいは社会保障財源の確保などが挙げられている。これら諸課題はいずれも重要であるが、そのための短絡的な「税制いじり」は行うべきではない。市民社会を強化し市民政府を実現するプロセスの中で、これらの諸課題を解いていくというのが、われわれの考え方である。

2 どのような社会を目指すか

「市民がのびのびと活躍できる社会」とは、ひとが老若男女や国籍を問わず、制度や慣習に縛られることなく、就労しまたは社会的に活動できる社会である。また、そうした社会が持続可能なように、社会制度とともにとくに環境問題など外的条件についても配慮が必要である。

【個人の自由を保証】

家族・世帯中心の考え方あるいは終身雇用を前提とした考え方を改め、現在の税制や社会保障制度を個人単位の税制、個人単位の社会保障制度に再構築する。これにより、結婚・離婚や就職・離職など個人の人生選択の自由を保証する。

【みんなが支える社会】

選択の自由を保証された個人が共感と連帯で家族、地域社会をつくり、それが国レベルにまで広がっていく。社会を運営する費用は、それぞれの個人がその能力や受益に応じて「公平に」負担する。企業も法人として社会を構成する一員であり、社会を支える役割を担うことは当然である。

【分権型社会】

社会をみんなで支えるということは、費用負担だけの話ではない。少子高齢化時代には社会的サービスの需要が高まることになるが、その供給を政府やその外郭団体に全て任せるのではなく、市民や企業が積極的にその役割を担うような社会をめざす。政府セクターにのみ機能を集中させるのではなく、政府セクター、企業セクター、市民セクターがそれぞれバランスよく社会を維持していくような分権社会を目指し、そのために税制・財政システムを改革する。

今日、とりわけ重要なことは市民セクターの強化である。NPOを含めた市民セクターによる社会的サービスの供給など多様な市民ビジネス・市民活動を促進・強化することにより、社会の中に重層的なセフティネットを張り、安心出来る社会を構築していく。

政府の役割とされたもののうち、特に対人サービスに関わるものは一番身近な市町村が担うこととする。

【国際化対応】

国際化は企業の競争の問題だけではない。日本国内に多くの外国人が居住し、納税していることを念頭におき、納税者主権と「国民」主権のギャップを埋める努力を行う。

企業や金融商品のように国際的に流動するものについての税制は、国際水準に揃えなければならないという制約があることを前提として、システムを構築する。

【持続可能な社会】

持続可能な社会を実現するために、ひとつには財政や社会保障制度など社会的制度の基礎を固める必要があるが、さらにそれを超える問題として、環境への配慮がますます重要性を帯びている。今回の税制改革においても、環境保全（とくに地球温暖化対策）を重要な柱とすべきである。

3 財政構造改革について

租税負担に社会保障負担をあわせた国民負担率を50%を超えないようにするということについては、これまで大まかなコンセンサスが国民の間でつくられてきた。現在、財政赤字を加えた潜在的負担率は47%に達しており、これ以上新規に財政需要を増やす余地はなく、既存のものとの振り替えをする以外にない。

行革をやってもたいした財源は捻出できないとの説明をこれまで財政当局は繰り返してきたが、昨今の不祥事の報道を見ると、財政支出全体にかなりの「水増し」が含まれているように思われる。財政の赤字を減らすには、増税を云々する前に徹底した合理化が必要である。また、現下の不況で雇用を維持するために民間の企業、勤労者・組合が経験している辛苦を考えれば、政府部門の人件費についてかなり思い切った削減がとられない限り、負担増についての世論の納得は得られないだろう。

「高福祉・高負担」か「中福祉・中負担」かなどの議論がこれまで行われてきたが、これは地域の選択に委ねるべきである。そのためには、歳入・歳入の決定権限を自治体に移譲する必要がある。負担と給付の関係を地方分権によって明らかにすることが、民主主義のもとでの財政膨張を抑える唯一の方法であり、財政構造改革はこうした発想に基づき地方分権を軸として行うべきである。なお、現在の著しい経済力の地域間格差のもとでは、地域間格差の補正の問題を検討する必要がある、われわれも別途提案したい。

直間比率の是正や税負担を「広く薄く」するなどの問題も、自治体へ税源の大幅移譲を行った

後、地域の実情に応じて検討すべきである。

4 税制の改革

個人単位、公平な負担、市民セクター強化、地方分権、持続可能な社会の実現を主眼として、以下のような税制改革を行う。

所得税

【家計に経費控除の導入】

社会的サービスの供給者は政府だけではなく、NPOなど市民セクターも重要な役割を担っており、今後、更にその役割が高まることが期待されている。そのためには、政府セクターと市民セクターとの関係を、政府を主とし市民セクターを従とする補完関係から、相互に競争する関係に改めていく必要がある。市民が、税を支払うことにより政府のサービスを受けるか、寄付・会費や利用料支払いなどにより市民セクターあるいは企業のサービスを受けるかを自由に選択出来るようにすることが望ましい。

そのためには、こうしたNPOや企業などへの寄付・会費、利用料支払い等は税の振り替えであるとみなして、その分、税を差し引く制度を導入すべきである。

さらに、市民セクターの活動を強化するためには、介護や育児など具体的なサービスを提供する組織だけでなく、広く文化・芸術分野での活動や各種の政策提案、国際的連帯・市民外交などさまざまな分野での市民の自発的活動を支援することが必要であり、こうした組織に対する寄付・会費なども控除の対象とすることが必要である。

どのような活動に対して控除を認めるかについては、無条件になににでも認めるというのは現実的ではないとしても、出来るだけ制限的でない運用が望ましい。運用を市民参加でチェックする仕組みが必要となる。

さらに一歩進めれば、家計にも企業と同様の控除制度を設けることを検討すべきである。経費として認めるものとしては、当面、上記NPO等に対する寄付等のほか、投資的経費（住宅取得・改修費用、教育費など）が考えられる。株式投資などに伴う損失については、勤労所得と切り離して繰越を認めることが適当である。現行の給与所得に対する特定支出控除の対象に、こうした項目を追加し、給与所得控除との選択ができるようにすべきである。

【人的控除の改廃】

これからの時代は、みんなが働いてみんなの家計や社会を支えていくことが必要だとの認識に立てば、専業主婦を優遇する専業主婦控除制度（配偶者特別控除制度）は廃止すべきである。家事労働などアンペイドワークは共稼ぎ家庭においても行われており、片稼ぎ家庭だけのことではない。配偶者控除についてもその社会的存在理由は薄れていると思われるが、専業主婦控除と同時に廃止するとなると影響は大きいので、数年後に段階的縮小の道を選ぶべきではないか。

なお、老人、子ども、障害者などに対する人的控除については、児童手当や社会保障制度との重複があるので全廃すべしとの意見がある。これにより税制は大幅に簡素化されるし、また、税控除よりは現金ないし現物給付の方が政策目的は達しやすいことは確かである。しかし、こうした給付は今後財源の確保も含めて自治体の責任にしていくことが望ましいという立場に立って考えるならば、税控除と給付の選択は自治体ごとに決定すべきことであり、後で述べる所得税の住民税化などと同時に検討することが望ましい。

配偶者控除を当面維持していくとなると、いわゆる「103万円の壁」問題が発生するので、配偶者控除に専業主婦控除で採用された消失控除を取り入れ、103万円から段階的に控除額を減らしていくようにする。また、専業主婦控除廃止に伴う1兆円強の増税分の使途については、増税となる層の意見も聞きながら、別途検討する必要がある。

【所得税の住民税化】

今後の税制のあり方としては、国税である所得税を市町村の住民税に移し替えていくことをめざすべきである。そうすることによって、地域の政府サービスはその地域の市民が支える体制を明確にすることができるし、上に述べた税金が寄付かといった市民の選択もより明瞭な形で進めることが出来る。課税最低限などの問題の問題も、国税である所得税で考えるのではなく、地域に対する市民の参加の問題として地方税の問題とすべきである。

所得税の全額を住民税化すると地域間の税収格差が大きくなるので、基礎となる税率10%の適用部分を移譲する案が出されている。こうした案も参考にしながら、税源移譲後の各自治体の財政状況はどうなるかを計算し、別途、新たな財政調整制度の構築が必要となる。この点については、別途検討し提案したい。

住民税中心の税制に組替えたとき、現在のように住民税が所得税の付加税であるかのごとき扱いは改め、むしろ、所得税を住民税の付加税とするか、あるいは住民税収の一定割合を国に渡す制度に改めるべきである。これにともない、税務署や税務事務所の一元化も進むことになる。

【源泉徴収から申告納税へ】

既に述べたように、家計にも経費控除の考え方を大きく取り入れていくことになれば、給与所得者も自ずと申告納税の道を選ぶことになるだろう。

相続税・贈与税

生前贈与を増やすことにより高齢者の貯蓄の流動化を図るという考え方が出されているが、そうした個人間・家族内の贈与とともに、さきに触れたNPOなど市民セクターの活動に役立たせる工夫も必要である。相続税においても、こうした市民セクターの活動に対する寄付などを控除の対象とすべきである。

所得税を住民税化するとともに、相続税も地方税と改めるべきである。これにより、地域における蓄積が地域で活用できるようになる。

消費税

消費税を福祉目的税として活用すべきであるとの議論が多いが、その議論を行う前に、福祉サービスのうちどれは国が行い、どれは自治体が行うものかをはっきりさせるべきである。それを行わずして、国税たる消費税を増やすことはますます地方の国依存を強化することになる。

年金を除き、社会福祉の担い手は市町村及び都道府県であると考え、その財源を消費税に期待するのであれば、消費税は地方税化することが必要となる。年金については、別途、今後の改革案を定めたあと、必要な財源は国税として徴収することになる。

所得課税にくらべて消費税は逆進性が強く、社会保険料は更に強い。今後の制度設計にあたっては、それぞれの特質を十分考慮し、最適な組み合わせをめざすべきである。

環境税

市場原理を活かしながら環境保全に配慮した社会をつくるためには、環境税の導入が必要である。

環境税に導入にあたっては、環境保全に効果があるほど強力な税制とすべきであり、環境保全に名を借りた効果の薄い一般財源調達の方便にしてはならない。

具体的には、地球温暖化防止のための炭素税の導入が必要であるが、そのほか、市民立法機構が別途提案しているリターナブル瓶活用促進のための課徴金制度などさまざまな工夫が必要である。

税務行政の改革

税制の議論を一部の専門家や族議員の占有物にせず、誰もが参加できるようにすべきである。国の「政府税調」や「党税調」についても問題は多々あるが、自治体はそこまでのレベルに達しておらず、自治体で税調を設けているところは稀であり、市民の意見によって税制を決めていく体制になっていない。地方分権の推進、独自課税の広がりを考えれば、各自治体ごとに市民税調を設ける必要がある。

税務行政の強権的かつ恣意的な徴税のやり方は早急に改める必要がある。とくに、異議申し立てをしやすくし、公平な判断が行われるような仕組みを創設する必要がある。

5 年金・医療保険・介護保険制度の改革

「市民がのびのびと活躍できる社会」実現のためには、競争原理の導入により活性化を図るとともに、別途セフティネットを張り、安心して活躍できる仕組みを準備することが必要である。

安心の重視が短絡的に行政の膨張にならないようにしなければならない。そのためには、セフティネットを現金給付のレベルで完備するのではなく、市民セクターあるいは企業によるサービスの提供の充実も含めて考えていきたい。それにより、福祉を「お上」から与えられるものではなく、市民が主体的に参加してつくりあげていくものとなる。

すでに多くの改革案が各方面から出されているが、われわれとしては、制度に対する信頼性の回復、公平な負担、個人化の推進、地方分権などを柱として、別途、改革案をまとめたい。

以上

《事務局より》

1 ニュースの発行が3月・4月合併号となったこととお詫びします。この間、事務局では市民税調の内容の議論を続けるとともに、本号でご紹介しました日韓市民社会フォーラムに参加してまいりました。また、現在、新規事業の計画も進めております。新規事業につきましては、6月の総会でご報告できると思います。

2 別途ご案内を致しますが、下記の要領で「第1回市民税調」を開催いたします。行革の問題は税に始まり税に終わると思います。これからしばらく、国民会議は税の問題を中心に会合を重ねていきたいと考えております。

3 東京財団からシンポジウム「ドイツポストにみる民営化と国家戦略」の参加呼びかけが事務局に参りました。日時は5月20日、午後3時から5時半時まで、場所は東京商工会議所4階・東商ホールです。ご関心のある方は東京財団内の「国際シンポジウム実行委員会」までご連絡ください（電話 03-6229-5502 FAX 03-6229-5506,5508）。締め切りは5月7日です。

4 有事立法法案が国会の提出されましたので、前号に引き続き、安藤さんにコメントをお願いしました。構造改革は進まずこの手の法案だけが進んでいく状況は、由々しき限りです。

第1回市民税調開催のご案内

- 1 日 時 5月30日(木) 14時30分～17時まで
- 2 場 所 弘済会館 4階 桜
東京都千代田区麹町5-1 電話 03-5276-0333
- 3 参 加 者 国民会議会員および会員が呼びかけた参加者